

コンビ株式会社との連携協定の締結について

1. 目的

コンビ株式会社（以下「コンビ」という。）がこれまで培ってきた安全・安心な育児用品開発のノウハウ及び育児に関する知見やユーザーの声の蓄積を活用し、相互に連携・協力することにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図る。

2. 協定の締結先

東京都台東区元浅草2-6-7

コンビ株式会社 代表取締役社長 松浦 康詞

3. 協定の主な内容

（1）連携の範囲（第2条第1項）

次の事項について連携及び協力する。

- ①妊娠・出産・育児の知識普及に関すること
- ②その他妊娠・出産・育児に関すること

（2）連携の範囲（第2条第2項）

前項各号に掲げる事項を効果的に実施するために、定期的に協議を行うものとする。

（3）有効期間

協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに特段の申出がないときは、有効期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

4. 主な実施事業（予定）

（1）子育て情報コーナーにおける普及啓発

ゆりかご・たいとう面接実施会場におけるベビーグッズ等の展示（子育て情報コーナー）について、コンビから最新の育児や育児用品に関する情報、映像コンテンツの活用などに関する助言をもらい、妊娠・出産・育児に係る情報提供の充実を図る。

（2）妊娠・出産・育児に関する講座の案内

ゆりかご・たいとう面接などの機会を捉えて、コンビが実施する講座（ベビーグッズ選びのポイント・使い方など、出産準備をサポートする講座）を案内する。区では実施していないオンライン講座などにより、妊娠・出産・育児に関する知識についてより幅広い普及啓発を図る。

（3）保健師との情報交換の実施

区の保健師とコンビの講座を担当する講師とで、育児に関する最新の話題、ベビーグッズの安全な使い方、妊産婦等からよくある質問などに関する情報交換会を実施する。

5. 今後の予定

令和8年1月

協定締結

順次、事業開始

台東区とコンビ株式会社との妊娠・出産・育児に関する連携協定書（案）

台東区（以下「甲」という。）とコンビ株式会社（以下「乙」という。）は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るため、相互に連携・協力することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が培ってきた安全・安心な育児用品開発のノウハウ及び育児に関する知見やユーザーの声の蓄積を活用し、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、台東区民の妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 妊娠・出産・育児に関する知識の普及に関すること。
- (2) その他の妊娠・出産・育児に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（広報活動）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために実施する活動（以下「本活動」という。）において、プレスリリース又は自己のホームページでの告知等の広報活動（以下「広報活動」という。）を行う場合は、あらかじめ相手方にその内容を書面で通知し、書面による同意を得るものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき同意を得る際に、別途相手方の同意を得た上で、本活動における広報活動において当該相手方の商標・ロゴマーク・キャラクター等（以下「商標等」という。）を使用することができる。
- 3 甲及び乙は、前項の商標等の使用に当たっては、当該商標等の使用にかかる相手方のマニュアル等に定められたルールに従って使用するものとし、同項に基づき同意を得る際に相手方から修正を求められた場合は、これに従うものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる場合を除き、本協定に基づく連携協力によって知り得た情報について、第2条の連携協力事項を遂行する目的以外に使用してはならない。

- (1) 既に公知となっている場合
 - (2) 法令による開示を求められた場合（開示が法令により義務付けられる場合に限る。）
 - (3) 相手方の了解を得た場合
 - (4) 甲が、その所有する乙の情報について、東京都台東区情報公開条例（平成5年3月台東区条例第1号）第8条第1項の規定による情報の公開の請求を受けた場合
- 2 前項第4号に掲げる場合において、甲は東京都台東区情報公開条例第8条第5項の規定により、あらかじめ乙の意見を聴くものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定が終了した後も、第1項に定める守秘義務を負うものとする。

(経費負担)

第5条 甲及び乙は、それぞれに生じた経費等について、各自が負担するものとする。ただし、甲及び乙の協議により別に定める場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3月前までに、甲乙のいずれかから特段の申出がないときは、本協定は期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第7条 甲又は乙は、解約希望日の3月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解約することができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の履行につき不正な行為を行ったとき。
- (3) 本協定に基づく連携協力を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の内容につき疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
台東区長 服部 征夫

乙 東京都台東区元浅草二丁目6番7号
コンビ株式会社
代表取締役社長 松浦 康詞